

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 特定都市施設整備項目表 (建築物)

(遵)遵守基準		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するもの⇒読み替えあり(※1) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するもの (特) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000㎡以上)						
(整)整備基準		不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するもの(移動等円滑化経路を含む) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するもの						
整備項目	経路	チェック			整備内容		緩和措置	審査
		(遵)	(整)					
1 移動等円滑化経路	移円			1	移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない			
2 出入口	一般	—	—	1	出入口のうち1以上は次に掲げるもの	—		
		—		2	直接地上へ通ずる出入口の幅 85cm以上(移動等円滑化経路を除く。)	cm		
		—		3	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適 否		
	移円			4	幅 85cm以上(直接地上に通ずる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く。)	cm		
				5	直接地上に通ずる出入口の幅 100cm以上	cm		
				6	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適 否		
		—		7	直接地上に通ずる出入口付近に、リフト付き車両の停車及び車いすの乗降が可能なスペースを設置	有 無		
3 廊下等	一般			1	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否		
			—	2	(視) 階段の上下端又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※2)を敷設	有 無	1	
		—		3	階段の上下端又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※2)を敷設	有 無	2	
	移円			4	幅 140cm以上	cm		
				5	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適 否		
				6	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置(※3)	有 無	3	
				7	必要に応じて手すりの設置	有 無		
4 階段	一般		—	1	段のある部分に、連続した手すりの設置	有 無		
		—		2	踊場を含め、連続した手すりの設置	有 無		
				3	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否		
				4	踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	適 否		
				5	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	適 否		
		—		6	(視) 段の上下端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※2)を敷設	有 無	4	
		—		7	段の上下端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※2)を敷設	有 無	5	
				8	主たる階段は回り階段でないこと	適 否	6	
		—	—	9	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	—		
				①	踊場を含め、両側に連続した手すりの設置	有 無	7	
				②	けあげ18cm以下、踏面26cm以上	けあげ 踏面	cm cm	7
		③	階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす)	cm	7			
5 階段に代わり、又はこれに併	一般		—	1	こう配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	有 無		
		—		2	連続した手すりの設置	有 無		
				3	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否		
				4	前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	適 否		
		—		5	(視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等(※2)を敷設	有 無	8	
	移円	—		5	傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等(※2)を敷設	有 無	9	
				6	幅 140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	cm		
				7	こう配 1/12以下	1/		
				8	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	有 無		
		—		9	連続した手すりの設置	有 無		
				10	両側に側壁又は立上りの設置	cm		
		11	始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	適 否				

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 特定都市施設整備項目表 (建築物)

整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置	審査		
		(遵)	(整)					
6 エレベーター及びその乗降ロビー	移円		—	1 利用居室、みんなのトイレ、障がい者用駐車区画のある階及び地上階に停止	適	否		
		—		2 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階に停止	適	否		
				3 かご・昇降路の出入口の幅 80cm以上(建築物の床面積が5,000㎡を超える場合は90cm以上)		cm		
				4 かごの奥行き 135cm以上		cm		
		—		5 かごの幅 140cm以上 かつ 車いすの転回に支障のない構造		cm	10	
		—		6 床面積5,000㎡を超える場合 かごの幅 160cm以上		cm	11	
				7 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上		cm		
		—		8 EV付近に階段を設ける場合、乗降ロビーに転落防止策	適	否		
				9 かご内及び乗降ロビーに車いす使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置	有	無		
		—		10 かご内・乗降ロビーの制御装置(車いす使用者対応制御装置以外に制御装置を設ける場合はその位置に設けるもの)は、点字等(※4)視覚障がい者が円滑に操作可能な構造	有	無		
		—		11 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置	有	無		
		—		12 かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有	無		
		—		13 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	有	無		
		—		14 かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	有	無		
				15 乗降ロビーに面する操作盤まで、視覚障がい者を適切に誘導できる配慮	適	否		
		—		16 (特) かごの幅 140cm以上		cm		
		—		17 (特) 車いす使用者の転回に支障のない構造	適	否		
		—		18 (視) かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有	無	12	
		—		19 (視) かご内・乗降ロビーの制御装置(車いす使用者対応制御装置以外に制御装置を設ける場合はその位置に設けるもの)は、点字等(※4)視覚障がい者が円滑に操作可能な構造	有	無	12	
		—		20 (視) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	有	無	12	
		—		21 その他、高齢者、障がい者等が支障なく利用できる構造(※5)	有	無		
7 のべ使用特殊形状構造のエレベーター機	移円	—	—	1 エレベーターにあつては次に掲げるもの	-			
				① 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適	否		
				② かごの幅 70cm以上 かつ 奥行き 120cm以上		cm		
				③ 車いす使用者がかご内で方向転換の必要ある場合は、かごの幅・奥行きを十分確保	適	否		
—		2 エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	適	否				
8 便所(※6)	一般			1 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
		—	—	2 便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ)は次に掲げるもの	-			
				① みんなのトイレを1以上設置	有	無		
				a 腰掛便器を適切に配置	適	否		
				b 便器の両側に手すりを設け、片側は可動式	適	否		
				c 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	適	否		
				d 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置	適	否		
				e 出入口に、すべての人が利用できる旨を表示	適	否		
				f 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる洗面器を設けること。	適	否		
				g すべての人が使いやすい設備を適切に配置	適	否		
				② 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を1以上設置	適	否		
				③ ベビーチェア等を設けた便房を1以上設置し、その旨表示(※7)	適	否		
				④ ベビーベッド等を設置し、その旨表示(※8)	適	否	13	
		—	—	3 3①以外の便所を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	-			
		—		① 床面には、段差を設けない	適	否		
		—		② 大便器は腰掛式(1以上)	適	否		
—		③ 腰掛式とした大便器に手すりの設置(1以上)	適	否				
—	—	4 小便器を設ける場合、次に掲げる小便器を1以上設置	-					
		① 床置き(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)	適	否				
—		2 4①の規定により設けられた小便器の1以上に、手すりの設置	適	否				
9 浴室又は洗面室(※9)	一般			1 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
		—	—	2 次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	-			
				① 浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置	適	否		
				② 車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保	適	否		
				③ 出入口の幅 85cm以上	適	否		
		④ 戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適	否				

町田市福祉のまちづくり総合推進条例
 特定都市施設整備項目表 (建築物)

整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置	審査
		(遵)	(整)			
10 宿泊施設の客室	一般			1 全室数の1/50(1室未満の端数は、切り上げ)以上、車いす使用者用客室を設置	室	
		—	—	2 車いす使用者用客室の便所は次に掲げるもの	-	14
		—		① 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否	
		—	—	② 便所内に車いす使用者用便房を設置	-	
				a 腰掛便器、手すり等を適切に配置	適 否	
				b 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	適 否	
				③ 車いす使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅 80cm以上	cm	
				④ 戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適 否	
		—	—	3 車いす使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	-	15
		—		① 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否	
				② 車いす使用者等が円滑に利用できる構造	適 否	
				a 浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置	適 否	
				b 車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保	適 否	
				③ 出入口幅 80cm以上	cm	
		④ 戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適 否			
11 客観席又は (※10)	一般			1 出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に全席数の1/50(1席未満の端数は、切り上げ)以上、車いす使用者のためのスペースを設置	席	
				2 車いす使用者のためのスペースの水平部分 間口90×奥行140cm以上	× cm	
				3 車いす使用者のためのスペースに至る通路に高低差がある場合は、こう配が1/12以下の傾斜路を設置	適 否	
				4 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否	
				5 集団補聴設備等、高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設置	適 否	
12 敷地内の通路	一般			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否	
		—	—	2 段がある部分は次に掲げるもの	-	
				① 連続した手すりの設置	有 無	
				② 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	適 否	
				③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	適 否	
		—	—	④ 上下端には点状ブロックを敷設	有 無	16
				3 傾斜路は次に掲げるもの	-	
				① こう配1/12を超え又は高さ16cmを超え、かつ、こう配1/20を超える傾斜には連続した手すりの設置	有 無	
	—		② 連続した手すりの設置	有 無		
			③ 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	適 否		
	移円			4 幅 140cm以上	cm	
				5 戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適 否	
		—	—	6 傾斜路は次に掲げるもの	-	
				① 幅 140cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	cm	
			② こう配 1/20以下	1/		
			③ 連続した手すりの設置	有 無		
		④ 両側に側壁又は立ち上がりの設置	有 無			
		⑤ 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	有 無			
		⑥ 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	適 否			
13 駐車場 (※11)	一般			1 障がい者用駐車区画を、全駐車台数が200以下の場合には1/50(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、200を超える場合は1/100(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)+2以上設置	台	
				① 幅 350cm以上 奥行き 600cm以上	× cm	
				② 障がい者用駐車区画から利用居室(等)までの経路の長さができるだけ短くなる位置	適 否	
				③ 障がい者用である旨を表示	適 否	
				2 障がい者用駐車区画又は付近に利用居室(等)までの経路についての誘導表示を設置	有 無	
		3 駐車場の入口付近に障がい者用駐車区画を設けている旨の表示	有 無			
14 標識	一般			1 移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車区画付近に存在を表示する標識(※12)を設置	有 無	

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 特定都市施設整備項目表（建築物）

整備項目	経路	チェック		整備内容	緩和措置	審査
		(遵)	(整)			
15 案内設備	一般	—	—	1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置（案内所を設ける場合を除く）	-	
				① 移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	有 無	17
				② 移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※4)で視覚障がい者に示す設備の設置	有 無	
16 経路案内設備までの	一般	—	—	1 (視)道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上	適 否	18
		—	—	道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上	適 否	19
				① 線状ブロック等(※13)、点状ブロック等(※2)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障がい者を誘導する設備を設置	有 無	20
				② 車路に近接する部分に点状ブロック等(※2)を敷設	有 無	
				③ 段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※2)を敷設	有 無	21
		④ 視覚障がい者の誘導を行うための線状ブロック及び点状ブロックの色は、原則黄色	適 否	22		
17 公共的通路	一般	—	—	1 建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	-	
				① 通路の有効幅200cm以上、通行に支障のない高さ空間を確保	適 否	
				② 通路面 段差の禁止	適 否	23
				③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ	適 否	
				④ 敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障がい者用誘導ブロックを敷設	有 無	24
				⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※14)	適 否	
		—	—	2 建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	-	
				① 通路の有効幅200cm以上、当該部分の天井の高さ250cm以上	cm	
				② 通路の床 段差の禁止	適 否	25
				③ 通路の床 粗面又は滑りにくい仕上げ	適 否	
		④ 道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障がい者用誘導ブロックを敷設	有 無			
		⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※14)	適 否			
18 通路 (※15)	一般	—	—	1 レジ通路のうち1以上は、次に掲げるもの	-	
				① レジカウンターの高さ・形状は、高齢者、障がい者が利用しやすいもの	適 否	
				② 幅 85cm以上	cm	
				③ 車いす使用者が回転できる空間を確保	適 否	
19 洗面所等 (※16)	一般	—	—	1 次に掲げる基準に適合する洗面器又は手洗器を1以上設置(みんなのトイレ内は除く。)	-	
				① 車いす使用者が円滑に利用できる構造	適 否	
				② 左右にカウンター又は手すりの設置	有 無	
				③ 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否	
20 脱更衣室・ (※17)	一般			1 出入口の有効幅 85cm以上	cm	
				2 床面には、段差を設けない	適 否	
				3 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適 否	
				4 必要な場所に手すりの設置	有 無	
21 手すり	一般	—	—	1 手すりを設ける場合は、次に掲げるもの	-	
				2 連続している	適 否	
				3 便所、浴室等に設ける手すりは、動作に応じて、水平・垂直型を設置	適 否	
				4 高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、形状、材質、取付位置、取付方法に配慮	適 否	

注記 1 整備内容等欄の□には、該当するものに○または✓を、その他は数値又は整備内容等を記入してください。
 2 数字は算用数字を用いてください。
 3 審査欄には記入しないでください。

凡例 移円:移動等円滑化経路 一般:移動等円滑化経路も含むすべて

備考

- ※1 読み替え規定により、多数の者が利用する建築物については「多数の者が利用するもの(移動等円滑化経路を含む。)」となる。
- ※2 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※3 整備基準 ⇒ すべての建築物
遵守基準 ⇒ 次に掲げる建築物で床面積の合計が5,000㎡以上のもの
病院又は診療所(患者の収容施設を有するもの。)、集会場(冠婚葬祭施設を含む。)、公会堂、公民館、展示場、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署、官公署、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設、複合施設
- ※4 ①文字等の浮き彫り ②音による案内 ③点字及び①②に類するもの
- ※5 (社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」「JIAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮
- ※6 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(整備基準)が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する便所を設ける場合
- ※7 整備基準 ⇒ すべての建築物、遵守基準 ⇒ 次に掲げる建築物
0㎡以上の公衆便所
200㎡以上の幼稚園、病院、診療所、助産所、施術所、薬局、集会場(冠婚葬祭施設を含む。)、公会堂、公民館、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、保健所、税務署、官公署、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、博物館、美術館、図書館、飲食店、郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
1,000㎡以上の劇場、観覧場、映画館、演芸場、展示場、ホテル、旅館、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、地下街
その他これらに類する施設、複合施設
- ※8 整備基準 ⇒ すべての建築物、遵守基準 ⇒ 次に掲げる建築物
1,000㎡以上の幼稚園、病院、診療所、助産所、施術所、薬局、集会場(冠婚葬祭施設を含む。)、公会堂、公民館、展示場、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署、官公署、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、飲食店、郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室、地下街その他これらに類する施設、複合施設
- ※9 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(整備基準)が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する浴室等を設ける場合
- ※10 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(整備基準)が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する観覧席又は客席を設ける場合
- ※11 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(整備基準)が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する駐車場を設ける場合
- ※12 高齢者、障がい者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z 8210に適合するもの)
- ※13 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※14 踊場を含め両側に連続した手すりの設置、段の上下端に近接する通路部分及び段の上下端に近接する踊場(250cm以下の直進のものを除く。)に点状ブロック等(※2)の敷設、階段の項目4、5、8、9②、9③
- ※15 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(整備基準)が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用するレジ通路を設ける場合
- ※16 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(整備基準)が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する洗面器又は手洗器を設ける場合
- ※17 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(整備基準)が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する更衣室又は脱衣室を設ける場合

緩和措置

- 1 ①こう配1/20以下 ②高さ16cm以下かつこう配1/12以下の傾斜 ③自動車駐車施設内
④点状ブロックの敷設が利用上特に支障になる場合
- 2 1①②に該当する場合
- 3 他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合
- 4 ①自動車駐車施設内 ②踊場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合 ③踊場が250cm以下の直進のものである場合
- 5 踊場が250cm以下の直進のものである場合
- 6 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
- 7 主として高齢者、障がい者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設の場合
ただし、建築基準法施行令第25条に階段の手すりの設置規定あり
- 8 1①②③に該当する場合、踊場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 9 1①②、5いずれかに該当する場合
- 10 構造上やむを得ない場合において、車いすで利用できる機種を採用する場合
- 11 かごの出入口が複数あるエレベーターで車いすで円滑に利用できるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合

- 12 自動車駐車施設内に設けるもの
- 13 他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合
- 14 整備基準 ⇒ 緩和なし
遵守基準 ⇒ 同一階にみんなのトイレ(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合
- 15 整備基準 ⇒ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合
遵守基準 ⇒ 不特定かつ多数の者が利用する浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合
- 16 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来たす場合 ⇒ 代替措置: 仕上げの色を変える等
- 17 当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合
- 18 4①に該当する場合、常時勤務する案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障がい者移動等円滑化経路に適合する場合
- 19 常時勤務する案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障がい者移動等円滑化経路に適合する場合
- 20 整備基準 ⇒ 緩和なし
遵守基準 ⇒ 進行方向を変更する必要がない風除室内
- 21 1①②に該当する場合、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
- 22 周辺の床材との色相、明度、彩度及び輝度比が黄色と同程度の色彩効果があると判断される場合
- 23 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機を設けている場合
又は道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合
又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合
 - ① 連続手すりの設置
 - ② 前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
 - ③ 幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上
 - ④ こう配は1/20以下
 - ⑤ 高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置
 - ⑥ 両側に側壁又は立ち上がりを設置
 - ⑦ 傾斜路の始点、終点に、車いすが安全に停止することができる平たんな部分の設置
- 24 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地
- 25 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機を設ける場合
又は道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合
又は次に掲げる傾斜路を設ける場合
 - ① 連続手すりの設置
 - ② 前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
 - ③ 傾斜の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等(※2)を敷設(こう配1/20以下のもの、高さ16cm以下のもの、直進で250cm以下の踊場を除く。)
 - ④ 幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上
 - ⑤ こう配は1/12以下
 - ⑥ 高さが75cmを越えるものにあつては高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置
 - ⑦ 両側に側壁又は立ち上がりを設置
 - ⑧ 傾斜路の始点、終点に、車いすが安全に停止することができる平たんな部分の設置